

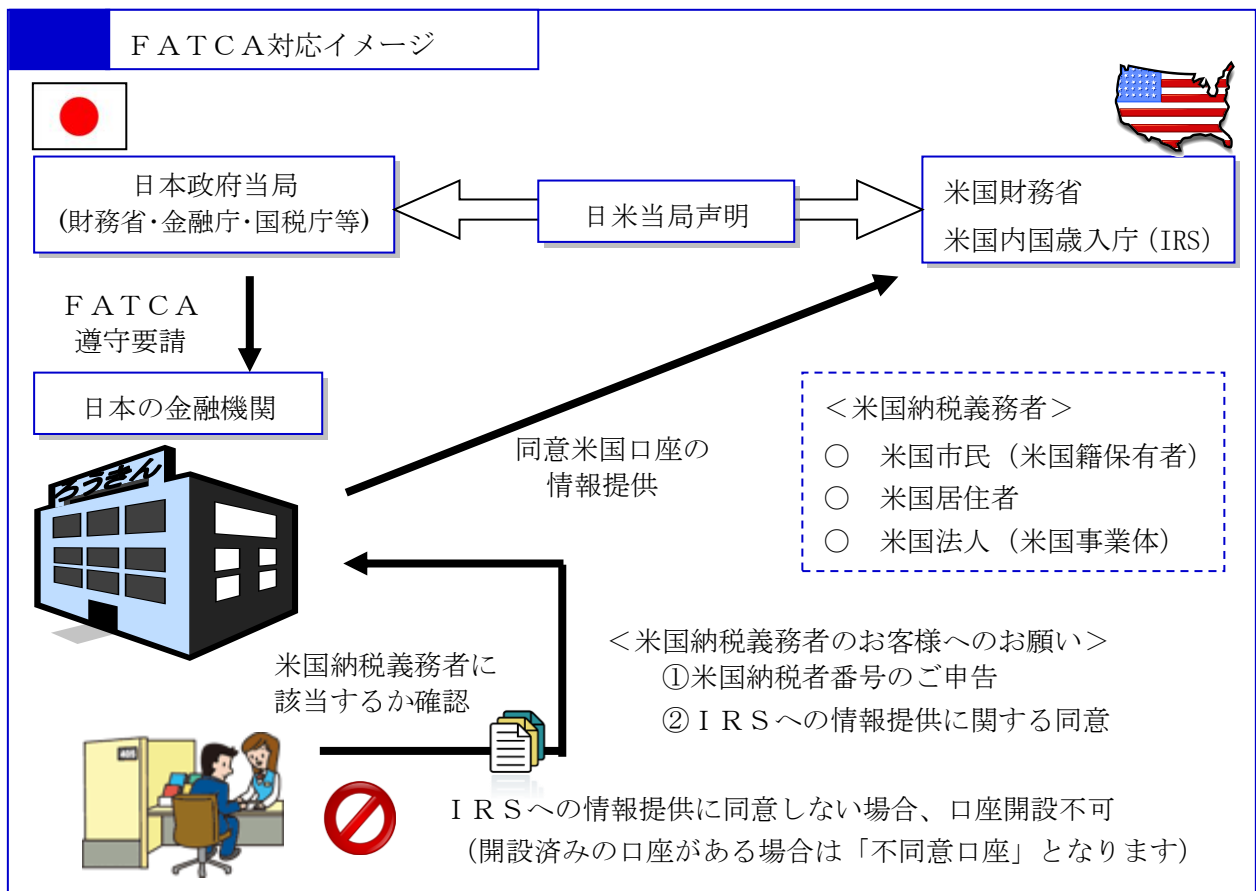
ファトカ FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) に関するお知らせ

外国口座税務コンプライアンス法 (以下、「FATCA」といいます。) は、米国人 (以下、「米国納税義務者」といいます。) による米国外の金融機関を利用した租税回避行為を防止するため、米国において成立した米国法です。

FATCAは、日本を含む米国外の金融機関 (当金庫も対象となります。) に対し、お客様の口座から米国納税義務者を特定し、その口座情報 (米国口座といいます。) を米国内国歳入庁 (IRS) に報告することを求めています。

当金庫は、日米当局声明を締結した日本政府当局 (財務省、金融庁、国税庁等) によるFATCA遵守要請にもとづき、FATCAの適用開始となる2014年7月1日から、お客さまが米国納税義務者 (米国市民、米国居住者、米国法人) であるかどうかを確認させていただきます。

当金庫のFATCA確認手続き (裏面をご参照ください) につきまして、お客様のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。



中央労働金庫

F A T C Aに係る確認手続き

<p>I. 労金で実施される確認手続きとは？</p>	<p><口座開設時></p> <p>口座開設時に米国納税義務者であるかを自己宣誓により確認させていただきます。米国納税義務者であるお客様におかれましては、当金庫にお申し出のうえ、当金庫所定の書面をご提出願います。</p> <p>※法人格のある団体の場合は、法人の実質的支配者（労働組合の場合は代表権を有する者）が米国納税義務者に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>※口座開設時の本人確認書類に、米国納税義務者であることを示唆する情報（米国籍・米国住所等）が判明した場合も、当金庫所定の書面をご提出いただきます。</p> <p><届出事項変更時その他></p> <p>住所変更等の届出事項変更時等において、米国納税義務者であることを示唆する情報（米国籍・米国住所等）が判明した場合にも、米国納税義務者であるかを自己宣誓により確認させていただきます。</p> <p>※確認時に、本人確認書類をご提示いただく場合があります。</p>
<p>II. 米国納税義務者とは？</p>	<p>米国納税義務者とは以下のお客様が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米国市民（米国籍保有者） ○ 米国居住者 ○ 米国法人（米国事業体） <p>※「米国」とはアメリカ合衆国をいい、米国の準州（米領サモア、北マリアナ諸島自治連邦区、グアム自治連邦区、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島）は除かれます。</p> <p>※「米国居住者」には、米国の永住権をもつ方（グリーンカード保持者）や米国転勤などで米国滞在日数が183日以上（今後の予定を含む）になる方も含まれます。</p>
<p>III. IRSへの報告対象となる口座は？</p>	<p>米国納税義務者が保有する口座（米国口座）は米国内国歳入庁（IRS）への報告対象となります。</p> <p>※米国納税義務者に該当するお客様でも、取引内容や口座残高によっては報告対象とならない場合もございます。</p>
<p>IV. 米国口座をIRSに報告することは、個人情報保護法に違反しないのか？</p>	<p>個人情報保護法では、本人の事前同意なく個人情報を第三者に提供することを禁止するものです。FATCAでは、事前同意が得られた場合に、日本の金融機関（当金庫を含む）からIRSに対し、米国口座情報を提供するものであり、個人情報保護法に違反しません。</p>
<p>V. 手続きに協力しない場合はどうなるのか？</p>	<p>FATCAおよび日本当局からの要請により、<u>新たに口座開設を予定されているお客様については口座の開設をお断りさせていただきます。</u></p> <p><u>既に口座を開設済みのお客様については、日米租税条約上の規定に基づくIRSからの要請があった場合には、日本当局（国税庁）を通じて、お客様の個人情報をIRSに提供することとされております。</u></p> <p>※日本の金融機関（当金庫を含む）から日本当局（国税庁）への個人情報の報告は、個人情報保護法上、「第三者提供の制限」の例外規定が適用されるため、同法に違反しません。</p>